

資料2

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

■ 政府 2008年7月29日 ■

政府は7月29日に「社会保障の機能強化のために緊急対策～5つの安心プラン～」を公表した。政府は、我が国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑み、今求められている5つの課題について、緊急に講ずべき対策等をまとめている。

5つの安心プランとして、①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会、②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会、③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会、④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会、⑤厚生労働行政に対する信頼の回復—があげられている。

厚生労働行政については、「国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復できるよう、厚生労働行政全般について総点検をする」としている。

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していく必要があります。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- 5 厚生労働行政に対する信頼の回復

1

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

知恵と経験豊かな意欲ある高齢者がいくつになっても安心して働ける社会を実現します

- 年金が支給される65歳までの継続雇用を着実に進めます
 - 中小企業を重点に65歳までの雇用機会の確保等に対する支援を進めます。
- 新しく65歳以上の雇用にも支援を行います
 - 65歳までだった雇用保険事業による企業の雇入れや試行的雇用を行う企業への支援の対象を65歳以上に拡大します。
- 雇用以外にも多様な就業や能力発揮の場を作ります
 - シルバー人材センターでは、女性会員向けの就業先の開拓を進めます。
 - また、空き教室等を活用し、地域の高齢者が集い、地域交流や地域貢献を行う拠点（ふれあい広場（仮称））を整備します。
- 年金制度でも高齢者の就労を促進する措置を検討します
 - 働きながら年金を受け取られる方々の年金額を調整する仕組み（在職老齢年金制度）について、働く意欲はあっても年金額が調整されるから働かないということにつながらないように仕組みの見直しを検討します。
 - ※ さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方などの論点についても検討を進めます。

療養や介護が必要になっても住み慣れた地域や家庭で生活が送れる社会を実現します

- 医療、介護サービスを一体的に提供できる体制を作り、医療や介護の必要な高齢者の地域での生活を支えます
 - このため、20年中に「安心と希望の介護ビジョン」（仮称）を策定し、あるべき地域のケアの姿を明らかにします。
 - 認知症について、治療研究を加速するとともに、地域で適切な医療を提供する体制を整備するなど、医療面での対策を強化します。
 - 必要な医療療養病床の確保を図りつつ介護療養病床の円滑な転換が進むよう必要な支援策を講じます。
- 介護に従事する人がやりがいを持って仕事ができる環境を整え、介護の人手不足を解消します
 - 21年度の介護報酬の見直しを行うとともに、ハローワークでも介護労働者の人材確保支援を強化します。
- 安心して住み続けられる住環境の整備も進めていきます
 - 低所得の高齢者の方が適切な負担で入居できる賃貸住宅を充実します。
 - 公営住宅やUR都市機構賃貸住宅団地のストックを活用して介護・福祉サービスの拠点を整備するなど、ケア体制の整った住宅を整備します。
- 地域での住民の支え合いの体制も作っていきます
 - 例えば、それぞれの地域で全戸訪問調査を行い、見守りや災害時の支援ができるよう支援マップ作りを進め、高齢者の孤立死等を防止します。

2

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急や産科・小児科医療など地域医療とその担い手を守り、国民の医療に対する不安を解消します

- 救急患者が医療機関に確実に受け入れられる体制づくりを進めます
 - 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへ財政的に支援します。
 - ドクターヘリの配備を着実に進めます。
 - 患者の状態に応じて適切な救急医療を行えるよう、医療機関の「管制塔」となる機能を地域ごとに整備します。
- 地域の産科・小児科医療を守ります
 - 地域でお産を支えている産科医の手当などへ財政的に支援します。
 - 産科・小児科などの女性医師の離職を防ぎ、復職を支援するため、院内保育や子育て相談を充実します。
 - 助産師が地域で「院内助産所」や「助産師外来」を開設することを支援します。

医師養成数を増やし、勤務医の過重労働も改善して、医師不足問題に的確に対応します

- 医師養成数を増やします
 - 医師養成数を抑制していたこれまでの方針を改め、必要な医師が確保できるよう、新たな医師養成の在り方について20年度中に結論を出します。
- 勤務医の過重労働を改善します
 - 勤務医が長時間働かなくても済むよう、短時間正規雇用や交代勤務制などを医療機関が導入することを財政的に支援するなど勤務医の処遇改善を図ります。
 - 看護師などの資質向上・役割分担を通じ、医師が本来業務に専念できる体制にし、業務負担を軽減します。
- 医師確保が困難な地域などへ医師派遣を進めます
 - へき地に派遣される医師の手当などへ財政的に支援します。
 - 地域の医療機関の協力による医師派遣の取組みを強化します。
 - 臨床研修制度を見直し、医師不足が深刻な地域や産科・小児科・救急医療などに貢献する臨床研修病院を積極的に評価して研修医が集まりやすくします。

これらの措置を着実に実施するとともに、診療報酬の見直しを検討します（平成21年度中）

産科医療補償制度の創設、医療安全調査委員会（仮称）の設置に向けた検討を進め、医療リスクに対する支援体制を整備します

難病に対する研究について対象疾病を拡大するとともに医薬品等の安全対策と研究開発を進めます

3

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

保育サービス等の子育てを支える社会的基盤を整備します

○ 認定こども園の抜本的な改革を進めます

→ 「こども交付金」を新たに創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援のあり方を検討します。

→ 認定こども園の制度改革について検討し、20年度中に結論を得ます。

○ 「新待機児童ゼロ作戦」を推進します

→ 待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心に、従来からの保育所定員の増員に加え、保育所、分園の緊急整備を促進します。

※ 平成22年度までに3歳未満児の利用割合を26%に引き上げ

※ これらの目標の実現のためには、一定の財政投入が必要（そのためには必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

→ 延長保育等の多様な保育サービスを提供します。

○ 家庭的保育（保育ママ）を大幅に拡充します

○ 育児不安を抱える家庭等すべての家庭を支援します

→ 一時預かり事業等を拡充するほか、虐待を受けた子どもや障害を持った子どもへの支援を行います。

○ 兄弟姉妹のいる家庭等に配慮します

→ 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めます。

○ 児童福祉法等改正法案（保育ママの制度化等）の臨時国会への再提出とともに、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討を進めます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現します

○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「行動指針」に基づく取組を進めます

→ 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進など官民一体となった国民運動を展開します。また、仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成を支援します。

→ 育児期の短時間勤務制度の強化など育児・介護休業法の見直しを検討します。

4

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

フリーター等の若者、パートや有期契約等の非正規労働者の安定した雇用・生活を実現します

○ フリーター等の若者が早急に安定就職できるよう支援します

→ 年長フリーター、30代後半の若者を重点に、試行的雇用制度を活用するなど、就職促進から職場定着までの一貫した支援を集中的に進めます。

○ パートや有期契約の労働者について、正社員化や均衡処遇の確保を進めます

→ 正社員化に取り組む企業への支援に加え、短時間正社員制度やフルタイムで働く有期契約の労働者への正社員と共通の処遇制度を導入する企業に対する支援を行います。

○ 住居のない不安定就労者の雇用と生活を総合的に支援します

→ ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、入居費用・生活資金の貸与等の支援を行います。

○ 非正規労働者に対する健康保険や厚生年金の適用も進めていきます

→ 現在国会で継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指します。その後、更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討します。

非正規労働者、ニートの方々の安定した就職、自立生活につながる能力開発を支援します

○ 「ジョブ・カード」（座学と実習を組み合わせた訓練の実施、職務経歴や職業訓練、能力評価等の情報を就職活動に活用する仕組み）制度を整備し、支援を充実します

→ 訓練期間中の生活保障のための給付ができる仕組みを創設し、参加企業への支援を抜本的に拡充します。

○ ニートの方々の自立に向け、支援を充実します

→ 地域若者サポートステーションの箇所数を増やすとともに、地域内の若者支援機関と連携・情報共有を進めます。また、若者自立塾の訓練メニューを多様化します。

派遣等で働く労働者が安心・納得して働けるよう労働者派遣法制の見直し等を行います

○ 日雇派遣の規制等派遣労働者の待遇の改善を図ります

→ 労働者派遣法の改正法案の臨時国会への提出を目指します。また、偽装請負や違法派遣の一掃に向けて指導監督を徹底します。

5

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復できるよう、厚生労働行政全般について総点検し、その在り方について検討します

○ 国民の目線に立った厚生労働行政の総点検を行います

→ このため、厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会（仮称）を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論します。

懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげていきます。

〔検討のイメージについて〕

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・ 出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・ 雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・ 急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・ 国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任（行政の適正性）
- ・ 組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など（行政の正確性・効率性）
- ・ 問題解決型組織への転換など（行政の危機管理能力）

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化。

6

5つの安心プランの主な課題の現状と具体的施策（例）

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

《高齢者雇用》

〔現 状〕

- 高齢者雇用義務（現在は63歳まで）の実施状況
大企業 98.1% 中小企業 91.8%
- 65歳以上定年企業等の割合 37%
- 在職老齢年金一部又は全部支給停止対象者
約130万人（このうち60歳代前半の対象者90万人）
- 60歳代労働力率と見通し
60～64歳男 70.9%（2006）→96.6%（2030）
65～69歳男 47.6%（2006）→63.9%（2030）

〔具体的施策〕

- 65歳までの継続雇用を着実に進めるための、中小企業事業主への支援策の拡充
 - 65歳以上の高齢者を雇い入れた企業に対して新たに支援を実施
 - 在職老齢年金について、年金財政への影響も考慮しつつ、基準額の見直しなどを検討
- これらによって、いくつになっても安心して働ける社会を実現

《高齢者の住環境の整備》

〔現 状〕

- 高齢者向け賃貸住宅のストック
・ 公営住宅219万戸
（うち高齢者（60歳以上）世帯入居103万戸）
・ UR賃貸住宅77万戸
（うち高齢者（65歳以上）世帯入居26万戸）
・ 高齢者向け優良賃貸住宅 2.6万戸
- 多摩ニュータウン等における急速な高齢化の進行
・ 永山地区 入居当時（S48）1% → 現在（H19）20%
- 高齢者のいる住宅のバリアフリー化率
・ 「手すりの設置」＋「段差解消」 28.9%
・ 上記2点＋「廊下幅が車いす通行可」6.7%
・ 借家における対応が立ち遅れ
（上記3点全てに対応 持家7.3% 借家2.6%）（全世帯ベース）

〔具体的施策〕

- 高齢者が適切な負担で入居できるバリアフリー化された賃貸住宅ストックの充実
・ 借上げを含む多様な方式による公営住宅の供給
・ UR賃貸住宅におけるバリアフリー化等の充実
・ 高齢者向け優良賃貸住宅制度の拡充
- 福祉施策とも連携した高齢者の居住の安定の確保のための自治体における計画の策定などに関する法整備の検討（次期通常国会への提出を目指す。）

これらによって、バリアフリー化されたケア付き住宅などの供給を促進し、高齢者の居住の安定を確保

7

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

《救急医療体制》

〔現 状〕

- 救急自動車による搬送人数の増加
325万件(H8) → 496万件(H17)
- 救急車搬送患者中の軽症者の数及び割合の増加
163万件[50.1%](H8) → 258万件[52.1%](H17)
- 救急車で病院等に収容するまでの所要時間の増加
21.5分(H元) → 32分(H18)
- 救急搬送の受入れ体制(産科・周産期傷病者)
・5回以上の照会が受入れに至らなかった件数
59件[0.24%](H16) → 220件[0.63%](H18)
- ドクターヘリの整備件数 13か所(H20.2)

〔具体的施策〕

- 患者の状態に応じて適切な救急医療を行うため、地域ごとに「管制塔」となる機能を整備、患者受入コーディネーターの配置
- 救急患者の受入れの多い医療機関への支援、夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援を創設
- 三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充

これらによって、地域全体で救急患者の受入れを確実に行うことのできる体制を整備

《産科・小児科医療の確保》

〔現 状〕

- 産婦人科医・産科医や分娩取扱施設の減少
・医師数 11,264人(H8) → 10,074人(H18)
・分娩取扱施設 3,991施設(H8) → 2,933施設(H17)
- 小児科医師数の伸びを上回る小児救急患者の伸び
・医師数 13,781人(H8) → 14,700人(H18)
・医師1人当たりの救急搬送児数
14.7人(H8) → 19.1人(H18)
- 産科・小児科医師における女性医師の増加
・女性医師割合 全医師17.2%
産婦人科23.0%、小児科31.2%
(25～29歳のみでは産婦人科73.1%、小児科50.1%)

〔具体的施策〕

- 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的な支援、出生数の少ない地域の産科医療機関に対する支援、院内助産所や助産師外来開設への支援
- 女性医師の離職の防止、復職の支援(院内保育や子育て相談の充実)
- 産科・小児科等に貢献する研修病院の評価等臨床研修制度の見直し
- 医師養成数の増加(新たな医師養成の在り方について検討し20年中に結論)
- 現に医師不足の生じている地域・診療科に対する緊急的な医師派遣機能の強化

これらによって、地域の産科・小児科医療を確保

8

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

〔現 状〕

- 認定こども園数 229施設(H20.4)
・19年4月時点での申請見込み約2,000件に対して認定数が少ない
- ・会計処理や申請手続きの重複、省庁間や自治体部局間での連携等について改善を求める声
- 保育所待機児童数 1.8万人(H19)
・待機児童数の7割は0～2歳児
- ・首都圏、近畿圏、沖縄等の74の特定市町村に待機児の7割が集中

〔具体的施策〕

- 当面の対応として、「こども交付金」の創設による幼稚園、保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援、交付金の申請・執行の一本化の推進
- 認定こども園の制度改革に向けた検討(今年度中に結論)
- 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄)を中心とした重点的な保育所の緊急整備、家庭的保育(保育ママ)の大幅拡充など保育提供手段の多様化

これらによって、希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働ける環境を整備

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

《非正規労働者の安定雇用》

〔現 状〕

- 年長フリーター、30代後半の不安定就労者の増加(パート・アルバイト及びその希望者の推移)
・15～24歳 119万人(H15) → 89万人(H19)《減少》
・25～34歳 98万人(H15) → 92万人(H19)
・35～44歳 29万人(H15) → 38万人(H19)《増加》
- 労働者派遣の増加
・労働者派遣事業所 2.2万(H15) → 5.2万(H18)
・派遣労働者数 236万人(H15) → 321万人(H18)
・33.2%が「正社員として働きたいが就職先が見つからない」ことを理由に派遣で働く(登録型)
- 指導監督件数の増加(違法派遣、偽装請負等)
・文書指導実施件数 1,002件(H15) → 6,524件(H19)

〔具体的施策〕

- 年長フリーター(25～34歳)及び30歳代後半の不安定就労者を重点においた「フリーター等正規雇用化プラン」(仮称)の推進
- ジョブ・カード制度について、フリーター等が安心して同制度による職業訓練を受けることができるよう、訓練期間中の生活保障の給付ができる仕組みを創設、参加企業に対しても支援するなど、制度を整備・充実
- 日雇派遣の規制等派遣労働者の待遇改善を図るため労働者派遣法改正法案の臨時国会への提出を目指すほか、偽装請負や違法派遣に対する指導監督を徹底

これらによって、非正規労働者の安定した雇用・生活を実現

9

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～（概要）

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

1

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

- 企業の雇用確保の対象年齢上げ措置の定着 — 中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援等（21年度要求）
- 定年後の処遇体系の見直し — 希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援（21年度要求）
- 65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充 — 高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業への支援等（21年度要求）
- 「70歳まで働ける企業」支援の拡充 — 先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援（21年度要求）
- 多様な就業による生きがい対策の推進等 — シルバー人材センター事業の充実、ふれあい広場（仮称）の推進等（21年度要求）
- 意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置の検討 — 在職高齢年金見直しの検討
- 高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討（21年度税制改正要望）

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

- 地域・家庭で療養を受けられる体制の充実 — 切れ目のない療養を支援するネットワーク構築、在宅医療の人材養成等（21年度要求）
- 認知症対策の充実 — 研究開発から医療、介護現場での連携・支援まで総合的な取組を行うプロジェクトの推進（21年度要求）
- 介護等の人材確保と雇用管理改善支援 — 潜在的有資格者等の参入支援、ハローワークの機能強化、雇用管理改善事業主に対する支援等（21年度要求）
- コミュニティでの生活支援と住環境の整備 — 孤立死防止のための全戸訪問調査、安心住空間創出プロジェクトの推進及びケア付住宅の整備促進（21年度要求）
- 高齢者の居住安定の確保 — 低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進、自治体による計画策定等高齢者の居住の安定確保を内容とする法案の次期通常国会提出の検討
- あるべき地域ケアの全体的な姿の提示 — 「安心と希望の介護ビジョン」（仮称）の策定（20年中）、療養病床の円滑な転換と地域ケア体制の円滑な整備を推進するための介護療養型老人保健施設の実態調査の実施等（20年度）
- 介護報酬等の見直し — サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定（20年度中）

③その他

- 確定拠出年金見直し — 拠出限度額引上げ、企業型での従業員のマッチング拠出導入、個人型の対象者拡大（21年度税制改正要望）
- リバースモーゲージの普及促進 — 民間金融機関の住宅改良資金を対象とするリバースモーゲージへの信用補完（21年度要求）
- 高齢者等の住み替え支援 — 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯に転貸する仕組みの普及促進（20年度）
- 高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等 — 与党における検討を踏まえた対応

2

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

- 救急医療の充実－救急患者の受入れの多い医療機関等の支援、夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充、管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の養成等（21年度要求）
- 医療機関と消防機関の連携強化－患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入体制の実態調査の実施と検証（21年度要求）
- 産科・小児科医療の確保－地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援、女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設支援、出生数の少ない地域の産科に対する支援等（21年度要求）
- 公立病院改革－不採算地区病院、産科・小児科等に関する財政措置の検討等、各自治体の「公立病院改革プラン」の策定（20年度中）

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足に対して講ずべき方策

- へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援
- 「地域完結型医療」の推進－4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進等（21年度要求）
- 医師養成数の増加－過去最大程度までの増員についての具体的な方策と新しい医師養成のあり方に関する検討（20年度中目途）
- 臨床研修制度の見直しと医師派遣機能の強化－臨床研修病院の指定基準の改正（20年度中）、地域の医療機関による医師派遣実施の支援（21年度要求）

③勤務医、看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

- 勤務医の勤務状況改善－短時間正規雇用等の導入支援、メディカルクラーク普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進（21年度要求）
- 特に業務負担の多い勤務医等の支援－夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援（再掲）、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援（再掲）、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援（再掲）（21年度要求）

④①～③を実施するために必要な環境整備（診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等）

- 医療リスクへの対応の支援－産科医療補償制度の創設（21年1月）、医療安全調査委員会設置法案（仮称）の国会提出
- 医療のIT化－レセプトオンライン化、電子カルテ導入等、遠隔医療への支援、地域医療情報連携システムの実証事業（20年度事業）
- 地域医療確保、勤務医の負担軽減、サービス提供体制の改革を推進する観点から必要な診療報酬見直しの検討（21年度中）

⑤医療従事者と患者・家族の協働、安全対策と研究開発の推進等

- 医療従事者と患者・家族の相互理解、協働の推進－医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成（21年度要求）
- 難病研究の推進－難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大（21年度要求）
- 医薬品等の安全対策と研究開発の推進－安全対策の充実強化、革新的医薬品等の開発に係る研究資金充実等（21年度要求）

3

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実のかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等（※）集中重点期間（平成20～22年度）の目標

- 1 保育サービス：顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを目標し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅰ）～認定こども園の抜本的改革》

- 「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討（21年度要求）
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進（21年度要求）
- 認定こども園の制度改革（20年度中に結論を得る）

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅱ）～保育サービス等の拡充》

- 待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心とした保育所の緊急整備、分園の緊急整備（21年度要求）
- 延長保育の充実（21年度要求）
- 病児・病後児保育の充実（21年度要求）
- 「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブ等の設置促進（21年度要求）
- 家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

- 一時預り事業等の拡充（21年度要求）
- 社会的養護体制等の拡充（21年度要求）
- 障害児・発達障害者支援の充実
- 各種子育て支援事業等の制度化のための児童福祉法等改正 など

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

- 保育料の軽減の検討
- 育児・介護休業法の見直しの検討（子の看護休暇制度の充実）
- 兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所（20年度）、○住宅における支援（20年度） など

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

- 税制改正の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

等

②仕事と生活の調和の実現

- 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進（21年度要求）
- 仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援（21年度要求）
- 育児・介護休業法の見直しの検討（育児期の短時間勤務制度の強化等） など

4

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

- フリーター等正規雇用化プラン（仮称）の推進—一年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点にトライアル雇用制度の活用等による就職支援、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進等（21年度要求）
- パートタイム労働者や有期契約労働者の待遇の改善—パートタイム労働者の正社員化、短時間正社員制度の導入に取り組む事業主に対する支援、フルタイム有期契約労働者の正社員化及び正社員と共通の処遇制度等を導入する中小企業の支援（21年度要求）
- 住居喪失不安定就労者の就労支援—住居喪失不安定就労者（インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等）に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援（21年度要求）
- 非正規労働者に対する社会保険の適用拡大—被用者年金一元化法案（継続審議中）の早期成立を目指すとともに、その後に更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

- ジョブカード制度の整備・充実—訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業や訓練修了者を常用雇用する企業への支援（21年度要求）
- ニート等の自立支援の充実—地域若者サポートステーションの拡充、若者自立塾の訓練メニューの多様化等（21年度要求）
- サービス産業能力評価システムの構築、キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発等（21年度要求）

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

- 労働者派遣法制の見直し—日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇改善を図るための労働者派遣法改正案の臨時国会提出を目指し検討
- 指導監督の徹底と安定就職に向けての支援—偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底、ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定就職に向けての支援、職場定着指導の実施（21年度要求）

5

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会（仮称）を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること

急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任（行政の適正化）
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など（行政の正確性・効率性）
- ・問題解決型組織への転換など（行政の危機管理能力）

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化

6

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

社会保障の機能強化のための緊急対策
～5つの安心プラン～

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生育でられ
ること」、「病気になるっても安心して医療を受けられること」、「いくつに
なっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるこ
と」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国
の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ち
にこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を
検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求め
られている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実
施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための
緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

目次

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会	1
2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会	4
3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会	8
4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会	12
5 厚生労働行政に対する信頼の回復	14

① 知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を
活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡
充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲
のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に
進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

〔高齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着〕《厚生労働省》
○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの
雇用機会の確保等に対する支援

〔定年後の処遇体系の見直しの促進〕《厚生労働省》

○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援

〔雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充〕《厚生労働省》

○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援

〔70歳まで働ける企業〕支援の拡充《厚生労働省》

○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援

〔テレワークの普及・促進〕《総務省、厚生労働省、国土交通省》

○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワーク
の普及促進の実施

〔高齢者の知識・経験を生かした就業・起業支援〕《経済産業省、厚生労働省》

○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とし
た再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等

〔シルバー人材センター事業の充実〕《厚生労働省》

○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等

〔ふれあい広場（仮称）事業の推進〕《厚生労働省》

○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かし
た地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

〔高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討〕《厚生労働省》

○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等〔所得税 法人税等〕

【制度的な見直しを検討】

〔意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討〕《厚生労働省》

○高齢者雇用促進の観点からの在職年齢年金制度の見直しの検討

※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

- 【募集・採用における年齢差別禁止の徹底】《厚生労働省》
- 都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

- 【住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実】《厚生労働省》
- 切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成
- 【認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進】《厚生労働省》
- 認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進

- 【介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援】《厚生労働省》
- 介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化
- 介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援
- 【福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進】《厚生労働省》
- 新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

【地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり】《厚生労働省》

- 孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等
- 【低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進】《国土交通省》
- 低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進
- 【ケア付き住宅の整備促進】《国土交通省、厚生労働省》
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備（安心住空間創出プロジェクト）とケア付き住宅の整備を促進

【地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進】《経済産業省》

- ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転の支援等

【制度的な見直しを検討】

- 【高齢者の居住の安定確保】《国土交通省、厚生労働省》
- 自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

- 【「安心と希望の介護ビジョン」（仮称）の策定】《厚生労働省》
- 認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、重症介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供（地域包括ケア）の実現等の課題に対し、あるべき地域のケアの姿を提示（20年中）

【介護報酬等の見直し】《厚生労働省》

- サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

- 【介護予防の効果的な推進】《厚生労働省》
- 介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討
- 【地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援】《総務省》
- 地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究と今後の施策の方向性の検討
- 【地域ケア体制の計画的な整備の推進】《厚生労働省》
- 地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業（支援）計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討
- 【20年度における事業実施、運用改善等】
- 【有料老人ホームやケアハウス整備の促進】《厚生労働省》
- 地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型でのケアハウス等の整備促進
- 【介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減】《厚生労働省》
- 介護従事者のやりがい、を高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
- 事務手続・書類の削減・簡素化
- 【福祉用具の開発の推進】《厚生労働省、経済産業省》
- 研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

- 【確定拠出年金制度の見直し】《厚生労働省、経済産業省》
- 掛金拠出年齢上（限る企業型）を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指す
- 拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出（マッチング拠出）の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大（21年度税制改正要案予定）
- 【リバースモーゲージの普及促進】《国土交通省》
- 民間金融機関によるリバースモーゲージ（住宅改良資金融資）に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充（21年度概算要求予定）
- 【高齢者等の住み替え支援】《国土交通省》
- 高齢者等の住み替え支援（高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転賃し、高齢者等は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う）について、モデル事業（18～20年度）の成果の提供と住み替え支援の普及
- 住宅金融支援機構による証券化支援事業（フラット35）の拡充（住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等）（20年度に措置）
- 【高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等】《厚生労働省》
- 長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定（20年6月）に基づき、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し（口座振替への切り替え）等の着実な実施（20年末までに検討）及び今後の与党における検討を踏まえた対応
- 【高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知】《厚生労働省》
- 20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

地域の医療機関の連携、消防機関との連携や患者・家族等地域住民の協力により、救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療を地域全体で支え、確保するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- 〔救急医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》
 - 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設(2―③に再掲)
- 〔救急医療の充実〕《厚生労働省、総務省》
 - 救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援の創設
 - 小児初期救急センターや救急医療支援センターの運営に対する支援の創設
 - 三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充等
- 〔管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成〕《厚生労働省》
 - 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備
- 〔救急医療機関での受入れを確実なものとする支援策の実施〕《厚生労働省》
 - 診療所医師の活用による第二次救急医療機関への支援等
- 〔医療機関と消防機関の連携強化〕《厚生労働省、総務省》
 - 救急医療機関等への患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入医療体制についての実態調査の実施及び調査結果のメディカルコントロール協議会における検証の実施
- 〔夜間・救急医療の利用の適正化〕《厚生労働省》
 - 軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化、救急車の適切な利用に関する普及啓発等
- 〔産科医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》
 - 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設(2―③に再掲)
- 〔産科・小児科医療の確保〕《厚生労働省》
 - 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設のための支援、出生数の少ない地域における産科医療機関に対する支援等
 - 産科医療補償制度の創設と運営(2―④に再掲)
- 〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》(1―②の再掲)

4

【20年度中に対応を検討】

- 〔公立病院に関する財政措置のあり方等の検討〕《総務省》
 - 「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」における不採算地区病院、産科・小児科医療等に関する財政措置の検討と地方財政措置への反映
- 〔公立病院改革の推進〕《総務省》
 - 各地方公共団体における経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定と実施

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足に対して講ずべき対策

限られた医療資源を有効に活用するよう地域の医療機関が協力しそれぞれの得意分野を活かし、地域全体で完結する「地域完結型医療」を推進するとともに、医師養成数の増加や臨床研修制度の見直し等により、医師不足問題に対応する確にに対応する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定等)】

- 〔医療連携ネットワークの構築〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》
 - がん、脳卒中、救急医療など医療計画に定められた4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進、国立高度専門医療センターの独法化及び都道府県の中核的な医療機関等との連携の推進等
 - 〔臨床研修制度の見直し〕《厚生労働省》
 - 研修医の受入数の適正化を図るための臨床研修病院の指定基準の改正、医師不足が深刻な地域や産科・小児科、救急医療などへの貢献等を行う臨床研修病院等の積極的な評価等
 - 〔大学の医学教育環境の整備〕《文部科学省》
 - 医師養成数の増加に伴う教育環境(学生の実習環境や指導体制等)の整備のための支援
 - 大学病院が医師、コメディカルスタッフの養成機能を強化するための方策の充実
 - 地域医療に貢献する大学への支援
 - 〔診療科間・地域間のバランス改善〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》
 - 診療科間・地域間のバランス改善のための具体的方策の検討
 - 〔医師確保困難地域への医師派遣〕《厚生労働省》
 - 地域の医療機関の協力による医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援
 - 〔へき地医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》
 - へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設(2―③に再掲)
- 【20年度中に対応を検討】
- 〔医師養成数の増加〕《厚生労働省、文部科学省》
 - 医師養成数の過去最大程度までの増員についての具体的な方策の検討と新しい医師養成の在り方に関する検討の実施
- 【20年度における事業実施、運用改善等】
- 〔診療科間のバランス改善〕《厚生労働省》
 - 医療法配置標準の見直し
 - 麻酔科業務制度の見直しの検討

5

③勤務医・看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

勤務形態の多様化、本来業務に専念できる体制の構築を通じて、勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援、離職防止・復職支援を進め、勤務医の過重労働の緩和を図る。

- 【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】
- 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減【(厚生労働省)】
 - 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等を導入する病院に対する支援
 - 【勤務医等が本来の業務に専念できる体制の構築】(厚生労働省)
 - メデイカルクラークの普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進
 - 医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成
 - 院内助産所及び助産師外来開設の支援
 - 【特に業務負担の多い勤務医等に対する支援】(厚生労働省)
 - 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設、救急患者の受け入れの多い医療機関に対する支援(再掲)
 - 【女性医師・看護師等の離職防止・復職支援】(厚生労働省)
 - 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制を導入する病院への支援(再掲)
 - 医療機関に勤務する女性医師等の乳幼児の保育に対する支援

④上記①から③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等)

- 【制度的な見直しの検討等】
- 医療リスクに対する支援体制の整備【(厚生労働省)】
 - 産科医療補償制度の創設(21年1月)と運営
 - 医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出
 - 裁判外紛争解決制度の活用促進、医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成(再掲)、医療事故情報収集の充実等
- 【20年度における事業実施、運用改善等】
- 【医療のIT化】(総務省、厚生労働省)
 - レセプトオンライン化、電子カルテ導入等の医療分野のIT化の推進、地域医療充実のための遠隔医療への支援
 - 【地域医療情報連携システムの実証事業の実施】(経済産業省)
 - 医療機関と行政機関の情報共有により共同で妊婦を見守る仕組み(妊婦モバイル支援システム等)の検討
- 【次期診療報酬改定に向けての検討(21年度中)】
- 【診療報酬の見直しの検討】(厚生労働省)
 - サービス提供体制の改革と地域医療の確保等のために必要な診療報酬の見直しの検討

⑤医療従事者と患者・家族の協働の推進、安全対策と研究開発の推進等

医療従事者と患者・家族の相互理解を深め、両者の協働を推進し、国民みんなで支える質の高い医療の実現に資する。また、難病に対する研究を推進するとともに、医薬品等の安全対策と研究開発を推進する。

- 【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】
- 【医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成】(厚生労働省)(2-④の再掲)
 - 【難病に対する研究の推進】(厚生労働省)
 - 難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大
 - 【医薬品等の安全対策の充実・強化】(厚生労働省)
 - 医薬品等の安全対策の充実・強化による健康被害の再発防止
 - 【革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進】(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)
 - 医薬品・医療機器等の開発に係る研究資金等の重点化
 - 【健康であり続けるための医療技術・福祉機器開発等】(厚生労働省、経済産業省)
 - アルツハイマー病診断技術、高齢者転倒防護装置の開発に向けた研究等の推進
- 【20年度における事業実施、運用改善等】
- 【医療従事者と患者・家族の協働の推進】(厚生労働省)
 - 救急医療の利用、妊婦健診の適切な受診等についての普及啓発

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実のかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができる社会を実現する「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間※の取組を推進するほか、様々な家庭における子育てを支える社会的基盤の整備を推進する。

（※）集中重点期間（平成20～22年度）の目標

- 1 保育サービス
○ 顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。

2 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブについても、その提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で準備）

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅰ）～認定こども園の抜本的改革》

【21年度における当面の対応（概算要求予定）】

「子ども交付金の創設等」《厚生労働省、文部科学省》

- 集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「子ども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討

- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

「認定こども園の制度改革」《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討（平成20年度中に結論を得る）

【20年度における事業実施、運用改善等】

「二重行政の解消」《厚生労働省、文部科学省》

- 会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のとりまとめ・推進による二重行政の解消

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅱ）～保育サービス等の充実》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

- 「待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心とした重点支援」《厚生労働省、内閣府》
 - 従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策（20年度中の対応も検討）等の実施

【保育サービスの提供手段の多様化】《厚生労働省、文部科学省》

- 家庭的保育（保育ママ）の大幅な拡充、事業所内保育施設の地域への開放・助成期間の見直し
- 事業所内保育施設や自治体単独の保育施設等を活用した休日・夜間保育の促進

○ NPO等の多様な主体による地域子育て支援・一時預かりの支援・奨励

○ 幼稚園における預かり保育等の支援・奨励

【延長保育の充実】《厚生労働省》

○ 保育所の開所時間の延長の促進

【病児・病後児保育の充実等】《厚生労働省》

○ 病児・病後児保育の実施箇所の増加、保育所への看護師の配置の推進

○ ファミリー・サポート・センターの機能強化（病児・病後児の預かり等）

【保育の質の向上】《厚生労働省》

○ 保育士資格保有者の再就職支援のための研修等の実施

【放課後子どもプラン】の推進《厚生労働省、文部科学省》

○ 「放課後子どもプラン」等に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進

【放課後児童クラブの質の改善】《厚生労働省》

○ 大規模クラブの解消、開設時間の延長等

【制度的な見直しを検討】

【家庭的保育（保育ママ）の制度化】《厚生労働省》

- 家庭的保育（保育ママ）の制度化について、児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

【20年度における事業実施、運用改善等】

「放課後子どもプラン」の更なる一本化《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の更なる一本化の方針での改善策の検討

【子育てサービス利用における運用改善】《厚生労働省》

- 保育所入所決定時期の早期化を図る予約制の導入により年度当初以外の入所を可能とする等利用者の立場に立った取組の推進
- 放課後児童クラブの先進的な取組事例の収集・周知

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

「一時預かり事業等の拡充」《厚生労働省》

○ 地域密着型の一時的預かり事業、地域子育て支援事業の拡充

○ 生後4か月までの全戸訪問事業等の全市町村での実施の推進

【子ども一人一人の子育て支援】《厚生労働省》

○ 子ども一人一人の子育て支援をコーディネートする支援員の養成

○ 地域子育て支援拠点の活用による地域ぐるみの子育て支援の促進

【社会的養護体制等の拡充】《厚生労働省》

○ 児童養護施設等の小規模化、一時保護所を含めた児童相談所の体制強化等の推進

【発達障害者支援等の充実】《厚生労働省》

○ 発達障害者個々人に応じた支援計画の実施状況の調査や評価等を実施する事業を拡充

【地域における家庭教育支援基盤の形成】《文部科学省》

○ 「家庭教育支援チーム」の設置による、家庭教育支援基盤形成の促進

【制度的な見直しを検討】

【各種子育て支援事業の制度化等】《厚生労働省》

- 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、生後4か月までの全戸訪問事業、ファミリーホーム事業（虐待を受けた子ども等を養育者の住居で養育する事業）の制度化、子どもを守る地域ネットワークの機能強化等と内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

【障害児支援・発達障害者支援等の充実】《厚生労働省》
○障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
○発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の整備、児童思春期精神科医療の実地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

【子育て支援サービス利用における運用改善】《厚生労働省》
○地域子育て支援拠点事業の啓発・フレンドの作成・配布、多様な主体の参画の促進
【商店街におけるサービス】《経済産業省》
○商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・運営への支援

【子どもの事故防止】《経済産業省》
○子どもの事故情報の収集・分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

【保育料等の軽減】《文部科学省》
○幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
○幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

【教育費負担の軽減】《文部科学省》
○独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
○私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免への支援
○家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討
【住宅における支援】《国土交通省》
○子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

【保育料の軽減】《厚生労働省》
○保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

【育児・介護休業法の見直し】《厚生労働省》
○子の看護休暇制度を子どもとの人数に配慮したものとする等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

【兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫】《厚生労働省》
○地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
○保育所等を活用した放課後児童対策の奨励
【住宅における支援】《国土交通省》
○大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
○高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取組を支援（再掲）
○UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
○住宅金融支援機構の証券化支援事業（フラット35）における親子ルール返済制度の推進

【その他】《内閣府、警察庁》

○子どもと家族を応援する日本「功労者表彰」において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する視点を考慮

○安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

【包括的な次世代育成支援の枠組みの検討】《厚生労働省》
○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年に対応】

【保育サービスの規制改革】《厚生労働省》
○子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

【児童生徒の社会保障に関する理解】《文部科学省》
○小・中学校の学習指導要領の改訂（平成20年3月）を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

【「カエル・ジャン」キャンペーンの推進等】《内閣府》
○シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンボジウム等の啓発イベントの有機的な連携による官民一体の国民運動の展開
【仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援】《厚生労働省》
○企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援
【業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定】《厚生労働省》
○所定外労働時間が長い業種・年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特性を踏まえたプランの策定とその普及促進
【仕事と生活の調和を推進する都市】《厚生労働省》
○仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援
【「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」（仮称）の構築】《内閣府》
○仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供と企業間の情報交換ができるネットワークの構築

【制度的な見直しを検討】

【次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進】《厚生労働省》
○中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等と内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す
【育児・介護休業法の見直し】《厚生労働省》
○育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

【中小企業への支援】《経済産業省》
○中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
○「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営者の意識喚起

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

フリーター等の若者が早急に安定した職業に就くことができようにし、また、パートタイム労働者や有期契約労働者等の正社員化を含む待遇の改善や、社会保険の適用拡大を図ること等により、これらの者の将来にわたる安定した雇用・生活を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

- 〔フリーター等正規雇用化プラン（仮称）の推進〕《厚生労働省》
 - 年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に、トライアル雇用制度の活用等による就職促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施
 - 年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進
- 〔パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進等〕《厚生労働省》
 - 助言指導等による均衡待遇の確保や正社員化に取り組む事業主への支援、短時間正社員制の導入支援
- 〔有期契約労働者の正社員化等の支援〕《厚生労働省》
 - 正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援
 - 有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを活用した相談・指導等の実施
- 〔住居喪失不安定就労者就労支援事業の推進〕《厚生労働省》
 - 住居喪失不安定就労者（インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれていいる者等）に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援の実施

【制度的な見直しを検討】

- 〔非正規労働者に対する社会保険の適用拡大〕《厚生労働省》
 - 継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

非正規労働者やニート等が必要な職業能力を身に付け、安定した職業に就くことにより自立をし、安心して働き、生活できるようにするための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

- 〔ジョブ・カード制度の整備・充実〕《厚生労働省》
 - ジョブ・カード制度（キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み）の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができている制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援
- 〔ニート等の自立支援の充実〕《厚生労働省》
 - 地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等への支援を強化
 - 若者自立塾の訓練メニューの多様化
- 〔サービス産業能力評価システムの構築〕《経済産業省》
 - 人材の流動性の高いサービス産業において、業界、業種横断的に必要とされるスキルやノウハウを明確化し能力評価の仕組みを整備
- 〔キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発〕《経済産業省》
 - キャリア教育民間コーディネーター育成のための研修プログラムの開発等コーディネーターの質と量を確保するための基盤の構築
- 〔地域における人材力の向上を通じた企業立地の促進〕《経済産業省》
 - 誘致対象産業のニーズを踏まえた地域の人材養成に対する支援
- 〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》（1－②の再掲）

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

- 〔労働者派遣法制の見直し等〕《厚生労働省》
 - 派遣で働く労働者が安心・納得して働くことができるよう、日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討し、臨時国会への法案提出を目指す
 - 偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底
 - ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着指導の実施

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

〔国民の目線に立った厚生労働行政の総点検〕《厚生労働省》

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会（仮称）を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任（行政の適正化）
 - ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など（行政の正確性・効率性）
 - ・問題解決型組織への転換など（行政の危機管理能力）
- など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化